

# 学芸員となる資格の取得について

## (学芸員の職務)

学芸員とは、博物館法に則り博物館におかれる専門的職員で、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に従事する職務である。博物館法上の博物館には、いわゆる歴史博物館、考古館、美術館のほか、動物園、植物園、水族館、科学館などがある。

## (学芸員の資格)

学芸員の資格を得るためには、学士の学位を有し、文部科学省令で定められた博物館に関する科目の単位を取得する必要がある、これらの科目を取得できるよう編成されたのが「学芸員資格取得特定プログラム」である。

ただし、ここでいう「資格」とは所要の要件を満たすことにより、学芸員となる資格を有するというものであり、免許状のようなものが与えられるものではなく、博物館に任用されることによって初めて学芸員となることができるものである。

## (学芸員資格取得特定プログラムへの登録)

学芸員資格取得については、学芸員資格取得特定プログラムへ登録手続きを行うことによって履修することになっている。詳細は、学生便覧の「到達目標型教育プログラム HiPROSPECTS®について」、または下記 URL を参照すること。

○特定プログラム <https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/tokutei>